

行政文書不開示決定通知書

営企指令 第 1 号
令和3年11月5日

■■■■ 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和3年10月21日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

1 行政文書の名称	1) 茨城県章の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書 2) 知事大井川氏個人のホームページおよび YouTube チャンネルで一時、茨城県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録
2 開示をしない理由	1) 茨城県章の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書 当該文書は作成していないため、実際に存在しない。 2) 知事大井川氏個人のホームページおよび YouTube チャンネルで一時、茨城県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録 茨城県情報公開条例第7条第2号該当 当該文書の存否を答えること自体が、個人に対する調査・指導の有無を開示することとなり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報 [*] を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である。 [*] 第7条第2号の規定により不開示とすべき情報 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報で、同号ただし書のいずれにも該当しないもの。
3 担当課（所）	営業戦略部 営業企画課 電話番号 029-301-1111（内線）2128

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。